

令和6年第8回桶川市農業委員会総会 議事録

令和6年8月26日(月) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室303

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	9 原島貞夫
【傍聴人】	0人
事務局長	<p>只今より、令和6年第8回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	<p>続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。</p>
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>10番の堀口委員と、11番の渡邊委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農用地利用集積計画(案)の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案について説明させていただきます。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。まず1件目ですが、2筆、3630㎡となっております。こちらは賃貸借権の設定で、期間は3年間となっております。こちらの借受人につ</p>

	<p>きましては、農業大学校を卒業したばかりですが、JA や埼玉県から就農について問題ないとの判断をいただいている農業者となっていることから、耕作するうえでも問題はないと考えられます。また、8月21日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第1号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案について、承認とのことによろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きます。第4号議案「桶川市農業振興地域整備計画の変更（継続審議分）について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは先月の審議で、被害防除策について対策が不十分であったことから、継続審議になっていた1134号件がございました。この件について、隣地地権者との協議が終わり、設計が固まりましたので、再度審議いただければと思います。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。先月行った説明と重複しますが、次のページに案内図がございます。さらに次のページには被害防除策の詳細図があります。南側の隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。問題の北側につきましては、根元には土留めストッパーとレッドロビンを植える予定となっております。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第1134号件について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。 第1134号件について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p>

事務局	<p>続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p> <p>それでは、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分を報告いたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、長屋住宅敷地となっております。農地法第5条の届出が5件となっております。転用目的は、住宅敷地が3件、公衆用道路が1件、福祉施設の敷地が1件となっております。なお、令和6年8月16日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず、生産緑地地区の買取りの斡旋について、説明をいたします。</p> <p>お配りした資料は、生産緑地の指定が解除される見込みの土地に関する概要書になります。</p> <p>生産緑地法第13条には、「市町村長は、生産緑地について、買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」と定められております。</p> <p>桶川市長がこれらの土地を買い取らない旨の通知をしたため、農林業に従事する方への買取りの斡旋について、依頼されております。</p> <p>委員の皆様方の外、農林業に従事する方の中で、これらの土地を買い取り、保全管理等していくことを希望される方がいらっしゃいましたら、令和6年9月20日までに農業委員会事務局までご連絡ください。</p> <p>なお、買取り希望価格等の詳細につきましては、桶川市都市計画課へお問い合わせください。</p> <p>つづきまして、地域計画策定に係る協議の場について、説明させていただきます。【資料に基づいて説明】</p> <p>最後に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和6年9月18日（水）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所2階の会議室201にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和6年9月25日（水）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。</p>

議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 2 時 45 分